

総理府令第三百三十四号

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百二十九条第三項、第三百三十三条、第三百三十四条及び第三百三十六条第三項の規定に基づき、投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則を次のように定める。

平成十二年十一月十七日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 福田 康夫

投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則

目次

第一章	総則（第一条 第十条）
第二章	貸借対照表（第十一条 第四十九条）
第三章	損益計算書（第五十条 第五十八条）

第四章 資産運用報告書（第五十九条）

第五章 金銭の分配に係る計算書（第六十条 第六十三条）

第六章 附属明細書（第六十四条・第六十五条）

第七章 外貨建資産等の会計処理（第六十六条・第六十七条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）第二百二十九条第一項の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書の記載方法は、この府令の定めるところによるものとし、この府令において定めのない事項については、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

（定義）

第二条 この府令において、「特定資産」、「有価証券」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「外国市場証券先物取引」、「有価証券店頭指数等先物取引」、「有価証券店頭オプション取引」、「有価証券店頭指数等スワップ取引」、「投資信託委託業者」、「投資法人」、「投資口」、「投資主」、「投資法人債」、「資産保管会社」又は「一般事務受託者」とは、それぞれ法第二条に規定する特定資産、有価証券、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先物取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引、投資信託委託業者、投資法人、投資口、投資主、投資法人債、資産保管会社又は一般事務受託者をいう。

(原則)

第三条 貸借対照表、損益計算書及び金銭の分配に係る計算書は、投資法人の財産及び損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭<sup>じょうりょう</sup>に記載しなければならない。

2 資産運用報告書は、投資法人の状況を正確に判断することができるよう明瞭<sup>じょうりょう</sup>に記載しなければならない。

3 前二項の規定は、附属明細書に準用する。

(資産評価の方法)

第四条 法第百三十三條第一項に規定する総理府令で定める財産は、次に掲げる有価証券(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべきものを含む。)とする。

一 証券取引所(証券取引法第二条第十一項に規定する証券取引所をいい、これに類似する外国に所在するものを含む。次条第一項第二号において同じ。)に上場されている有価証券(同法第百八条の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物を除く。)

二 店頭売買有価証券(証券取引法第七十六条第一項に規定する店頭売買有価証券をいう。)

三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの

イ 証券取引法第二条第一項第一号から第四号まで、第七号、第七号の二、第七号の四及び第十号の二に掲げる有価証券(同項第九号に掲げる有価証券であつて、これらの有価証券の性質を有するものを含む。ロにおいて同じ。)

□ 証券取引法第二条第一項第六号に掲げる有価証券のうち、その価格が証券業協会（同法第六十七条第一項に規定する証券業協会をいう。）又は外国において設立されている当該協会と類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されているもの

2 法第百三十三条第一項に規定する総理府令で定める時価は、計算を行う日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額とする。

（特定取引）

第五条 法第百三十三条第二項に規定する総理府令で定める利益又は損失とすることを相当とする額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次項第一号に掲げる取引 売り付けた有価証券に係る前条第二項に規定する時価から当該売付けの価格を控除した額

二 次項第三号から第七号までに掲げる取引 証券取引所における営業期間の終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算定した額

三 次項第八号から第十一号まで、第十三号から第十六号まで及び第十八号に掲げる取引 当該取引により当事者間で授受することを約した金額（営業期間終了の日において未確定である場合にあっては、金利、通貨の価格、取引所有価証券市場若しくは外国有価証券市場又は店頭有価証券市場若しくはこれに類似する市場で外国に所在するものにおける相場その他の指標（第五号において「指標」という。）の予想される数値に基づき算出される金額）を合理的な方法により営業期間の終了の日の現在価値に割り引いた額

四 次項第十二号に掲げる取引 金融先物取引所（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第六項に規定する金融先物取引所をいう。）又は海外金融先物市場（同条第八項に規定する海外金融先物市場をいう。第六十五条第二項において同じ。）における営業期間の終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算定した額

五 次項第十九号に掲げる取引 当該取引の営業期間の終了の日の現在価値として、権利の行使により当事者間で授受することを約した金額（営業期間の終了の日において未確定である場合にあっては、予想

される指標の数値に基づき算出される金額)、営業期間の終了の日の当該権利の行使に係る指標の数値及び予想される当該指標の変動率を用いた合理的な方法により算出した額

六 次項第二号及び第十七号に掲げる取引 前各号に掲げる額に準ずるものとして合理的な方法により算出した額

2 法第三百三十三条第三項に規定する総理府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 前条第一項各号に掲げる有価証券を有しないでその売付けをする取引

二 選択権付債券売買(当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であって、行使期間内に受渡日の指定が行われない場合には、当該債券売買の契約が解除されるものをいう。)

三 有価証券先物取引(証券取引法第二条第十三項に規定する有価証券先物取引をいう。以下同じ。)

四 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引

五 有価証券指数等先物取引

六 有価証券オプション取引

七 外国市場証券先物取引

- 八 有価証券先渡取引（証券取引法第二条第十七項に規定する有価証券先渡取引をいう。以下同じ。）
- 九 有価証券店頭指数等先渡取引
- 十 有価証券店頭オプション取引
- 十一 有価証券店頭指数等スワップ取引
- 十二 金融先物取引等（金融先物取引法第二条第八項に規定する金融先物取引等をいう。以下同じ。）
- 十三 金利先渡取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第 号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する金利先渡取引をいう。）
- 十四 為替先渡取引（規則第四条第二号に規定する為替先渡取引をいう。）
- 十五 直物為替先渡取引（規則第四条第三号に規定する直物為替先渡取引をいう。）
- 十六 店頭金融先物取引（金融先物取引法第二条第五項に規定する店頭金融先物取引をいう。）
- 十七 クレジットデリバティブ取引（規則第四条第五号に規定するクレジットデリバティブ取引をいう。）
- 十八 スワップ取引（規則第四条第六号に規定するスワップ取引をいう。）



十九 オプション取引（規則第四条第七号に規定するオプション取引をいう。）

（会計方針の注記等）

第六条 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却の方法、繰延資産の処理の方法、外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算の基準、収益及び費用の計算その他の重要な貸借対照表又は損益計算書の作成に関する会計方針は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。ただし、その採用が原則とされている会計方針については、この限りでない。

2 貸借対照表又は損益計算書の作成に関する会計方針を変更したときは、その旨、その理由及びその変更による増減額を貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨、その理由又は変更による増減額の記載を要しない。

3 前項の規定は、貸借対照表又は損益計算書の記載方法を変更したときに準用する。

（重要な後発事象の注記）

第七条 決算期後、投資法人の財産又は損益の状態に重要な影響を及ぼす事実が発生したときは、当該事実を注記しなければならない。

(注記の記載方法)

第八条 貸借対照表又は損益計算書に記載すべき注記は、貸借対照表又は損益計算書の末尾に記載しなければならない。ただし、他の適当な箇所に記載することを妨げない。

2 特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載しなければならない。

(注記の追加)

第九条 この府令で定めるもののほか、貸借対照表又は損益計算書により投資法人の財産及び損益の状態を正確に判断するために必要な事項は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。

(金額の表示の単位)

第十条 貸借対照表、損益計算書、金銭の分配に係る計算書及びその附属明細書に記載すべき金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、投資法人の財産及び損益の状態を的確に判断することができなくなるおそれがあるときは、この限りでない。

第二章 貸借対照表

(区分)

第十一条 貸借対照表には、資産の部、負債の部及び出資の部を設け、各部にはその部の合計額を記載しなければならぬ。

(資産の部)

第十二条 資産の部は、流動資産、固定資産及び繰延資産の各部に区分し、固定資産の部は、更に有形固定資産、無形固定資産及び投資等の各部に区分しなければならない。

2 前項の各部は、現金及び預金、受取手形、金銭債権、有価証券、建物その他の資産の性質を示す適當な名称を付した科目に細分しなければならない。

(営業未収入金等)

第十三条 営業未収入金、受取手形その他営業取引によって生じた金銭債権は、流動資産の部に記載しなければならない。ただし、これらの金銭債権のうち破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後一年以内に弁済を受けられないことが明らかなるものは、投資等の部に記載しなければならない。

(預金等)

第十四条 預金その他前条に掲げる金銭債権以外の金銭債権で、その履行期が計算期間の末日後一年以内に到

来するもの又は到来すると認められるものは、流動資産の部に記載しなければならない。ただし、当初の履行期が一年以上のもの又は一年以上となると認められたものは、投資等の部に記載することができる。

（支配投資主に対する金銭債権）

第十五条 支配投資主（投資法人の発行済投資口の総口数の過半数に当たる投資口を有する者及び法第八十条第三項の規定により親法人となる法人をいう。第三十七条及び第五十三条において同じ。）に対する金銭債権で前二条の規定により流動資産の部に記載すべきものは、その金銭債権が属する科目ごとに、他の金銭債権と区別して記載しなければならない。ただし、その金銭債権が属する科目ごとに、又は二以上の科目について一括して注記することを妨げない。

（取立不能の見込額）

第十六条 第十三条及び第十四条の規定により流動資産の部に記載された金銭債権について取立不能のおそれがある場合には、その金銭債権が属する科目ごとに、取立不能の見込額を控除する形式で記載しなければならない。ただし、取立不能の見込額を控除した残額のみを記載することを妨げない。

2 前項ただし書の場合においては、取立不能の見込額を注記しなければならない。

3 取立不能の見込額は、二以上の科目について一括して記載することを妨げない。

(短期保有の有価証券)

第十七条 時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券及び決算期後一年内に満期の到来する有価証券は、流動資産の部に記載しなければならない。

(自己の投資口)

第十八条 自己の投資口は、流動資産の部に特別の科目を設けて記載しなければならない。

2 前項の規定は、親法人(法第八十一条第一項の親法人及び同条第三項の規定により親法人となる法人をいう。以下同じ。)の投資口に準用する。

(前払費用)

第十九条 費用の前払で決算期後一年内に費用となるものは、流動資産の部に記載しなければならない。ただし、当初一年内に費用とされないものとして支出されたものは、投資等の部に記載することができる。

(繰延税金資産)

第二十条 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産は、流動資産の部に記

載しなければならない。特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産で決算期後一年内に取り崩されると認められるものについても、同様とする。

（時価が著しく低い場合の注記）

第二十一条 重要な流動資産（第十七条に規定する有価証券を除く。）につきその時価が取得価額より著しく低い場合において、取得価額を付したときは、その旨を注記しなければならない。

（有形固定資産の償却）

第二十二条 有形固定資産は、その資産が属する科目ごとに、減価償却累計額を控除する形式で記載しなければならない。ただし、減価償却累計額を控除した残額のみを記載することを妨げない。

2 前項ただし書の場合においては、減価償却累計額を注記しなければならない。

3 減価償却累計額は、二以上の科目について一括して記載することを妨げない。

（無形固定資産の償却）

第二十三条 無形固定資産については、償却額を控除した残額を記載しなければならない。

（償却年数等の変更の注記）

第二十四条 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨を注記しなければならない。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(リースにより使用する固定資産)

第二十五条 リース契約により使用する重要な固定資産は、注記しなければならない。ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

(所有権が留保された固定資産)

第二十六条 割賦販売等により購入した重要な固定資産の所有権が売主に留保されているときは、その旨及び代金未払額を注記しなければならない。ただし、他の資産又は他の債務と区別して記載するときは、この限りでない。

(長期前払費用)

第二十七条 第十九条の規定により流動資産の部に記載された費用の前払以外の費用の前払は、投資等の部に記載しなければならない。

(長期繰延税金資産)

第二十八条 第二十条の規定により流動資産の部に記載された繰延税金資産以外の繰延税金資産は、投資等の部に記載しなければならない。

(長期金銭債権)

第二十九条 第十三条及び第十四条の規定により流動資産の部に記載された金銭債権以外の金銭債権は、投資等の部に記載しなければならない。

2 第十五条及び第十六条の規定は、前項の金銭債権に準用する。

(執行役員等に対する金銭債権)

第三十条 執行役員又は監督役員との間の取引による執行役員及び監督役員に対する金銭債権は、その総額を注記しなければならない。

(長期保有の有価証券)

第三十一条 第十七条に規定する有価証券以外の有価証券は、投資等の部に記載しなければならない。

2 前項の規定は、有限会社の社員の持分その他出資による持分に準用する。

(繰延資産)



第三十二条 法第三百三十四条第一項並びに法第三百三十九条において準用する商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十六条ノ五及び第二百八十七条に規定する金額については、償却額を控除した残額を記載しなければならない。

2 法第三百三十四条第一項に規定する総理府令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

一 法第六十七条第一項第十八号の規定により支出した報酬

二 設立の際に発行する投資口の発行のために支出した費用及び法第六十六条第一項の設立の登記のために支出した税額その他の設立費用であつて法第六十七条第一項第十九号の規定により支出したもの

三 法第七十三条第二項に規定する創立總會のために支出した費用

四 法第八十七条に規定する登録のために支出した費用

3 前項の費用を貸借対照表上の資産の部に計上した投資法人は、当該計上した金額を、その成立の日から五年内（当該投資法人がその存立の時期を定めた場合であつて、その成立の日から当該存立の時期の終了までの期間が五年に満たないことが確定しているときは、当該存立の時期の終了の日までの期間内）に、毎営業期間を通じて均等の額を償却しなければならない。

(担保に供されている資産)

第三十二条 資産が担保に供されているときは、その旨を注記しなければならない。

(負債の部)

第三十四条 負債の部は、流動負債及び固定負債の各部に区分しなければならない。

2 前項の各部は、営業未払金、未払費用、借入金その他の負債の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

(営業未払金等)

第三十五条 営業未払金その他営業取引によって生じた金銭債務は、流動負債の部に記載しなければならない。

(借入金等)

第三十六条 借入金その他前条に掲げる金銭債務以外の金銭債務で、その履行期が決算期後一年以内に到来するもの又は到来すると認められるものは、流動負債の部に記載しなければならない。

(支配投資主等に対する金銭債務)

第三十七条 支配投資主に対する金銭債務で流動負債の部に記載すべきものは、その金銭債務が属する科目ごとに、他の金銭債務と区別して記載しなければならない。ただし、その金銭債務が属する科目ごとに、又は二以上の科目について一括して注記することを妨げない。

(繰延税金負債)

第三十八条 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債は、流動負債の部に記載しなければならない。特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債で決算期後一年内に取り崩されると認められるものについても、同様とする。

(長期金銭債務)

第三十九条 第三十五条及び第三十六条の金銭債務以外の金銭債務は、固定負債の部に記載しなければならない。

2 第三十七条の規定は、前項の金銭債務に準用する。

(長期繰延税金負債)

第四十条 第三十八条の規定により流動負債の部に記載された繰延税金負債以外の繰延税金負債は、固定負

債の部に記載しなければならない。

（執行役員等に対する金銭債務）

第四十一条 執行役員又は監督役員との間の取引による執行役員又は監督役員に対する金銭債務は、その総額を注記しなければならない。

（重大な係争処理事件に係る損害賠償義務等）

第四十二条 重要な係争事件に係る損害賠償義務、手形遡<sup>そ</sup>求義務その他これらに準ずる債務は、注記しなければならない。ただし、負債の部に計上するものは、この限りでない。

（繰延税金資産及び繰延税金負債の記載方法）

第四十三条 第二十条の規定により流動資産の部に記載すべき繰延税金資産と第三十八条の規定により流動負債の部に記載すべき繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として記載しなければならない。第二十八条の規定により投資等の部に記載すべき繰延税金資産と第四十条の規定により固定負債の部に記載すべき繰延税金負債とがある場合についても、同様とする。

（出資の部）

第四十四条 出資の部は、出資総額及び剰余金の各部に区分しなければならない。

2 出資の欠損がある場合には、剰余金の部を欠損金の部としなければならない。

3 資産につき時価を付すものとした場合（法第三百三十九条において準用する商法第二百八十五条ノ二第一項ただし書及び第二項の場合を除く。）には、その資産の評価差額金（当期利益又は当期損失として計上したものを除く。）は、第一項の規定にかかわらず、出資の部に別に評価差額金の部を設けて記載しなければならない。

（出資総額の部）

第四十五条 出資総額の部には、出資総額及び第六十一条第二項の規定により出資総額を控除する場合は出資総額控除額を記載しなければならない。

（剰余金の部又は欠損金の部）

第四十六条 剰余金の部又は欠損金の部には、出資剰余金（法第三百三十五条の出資剰余金をいう。第六十一条において同じ。）、任意積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失を記載し、任意積立金は、その内容を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

2 当期末処分利益又は当期末処理損失については、当期利益又は当期損失を付記しなければならない。

(自己の投資口に関する注記)

第四十七条 第十八条第一項に規定する投資口（同条第二項において準用する場合を含む。）の処分の方法及び当該処分の状況は、注記しなければならない。

(投資口一口当たりの純資産額)

第四十八条 営業期間の終了の日（以下「当期末」という。）における投資口一口当たりの貸借対照表上の純資産額は、注記しなければならない。

(最低純資産額)

第四十九条 法第六十七条第四項に規定する最低純資産額は、注記しなければならない。

### 第三章 損益計算書

(区分)

第五十条 損益計算書には、経常損益の部及び特別損益の部を設け、経常損益の部は、営業損益の部及び営業外損益の部に区分しなければならない。

(経常損益の部)

第五十一条 営業損益の部及び営業外損益の部は、受取利息、不動産賃貸事業収入、資産運用報酬、資産保管手数料その他の収益又は費用の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

(営業損益)

第五十二条 資産の運用に係る業務及びその附帯業務に関する収益又は費用は、営業費用その他の収益又は費用の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

2 営業収益の合計額と営業費用の合計額との差額は、営業利益又は営業損失として記載しなければならない。  
い。

(支配投資主との取引高)

第五十三条 支配投資主との取引による取引高の総額は、営業取引によるものとそれ以外のものとを区分して、注記しなければならない。

(経常損益)

第五十四条 前条の営業利益又は営業損失の額に、営業外収益の合計額と営業外費用の合計額を加減した額

は、経常利益又は経常損失として記載しなければならない。

(特別損益の部)

第五十五条 特別損益の部には、前期損益修正損益その他の異常な利益又は損失についてその内容を示す適当な名称を付した科目を設けて記載しなければならない。

(当期損益)

第五十六条 第五十四条の経常利益又は経常損失の額に、前条の利益の合計額と損失の合計額を加減した額は、税引前当期利益又は税引前当期損失として記載しなければならない。

2 税引前当期利益又は税引前当期損失に加減すべき次に掲げる額は、その内容を示す適当な名称を付して前項の税引前当期利益又は税引前当期損失の次に記載しなければならない。

一 法人税その他の税の額

二 法人税等調整額

3 税引前当期利益又は税引前当期損失の額に、前項各号に掲げる額を加減した額は、当期利益又は当期損失として記載しなければならない。



(当期未処分利益又は当期未処理損失)

第五十七条 次に掲げる額は、その内容を示す適当な名称を付して前条第三項に規定する当期利益又は当期損失の次に記載しなければならない。

一 前期繰越利益又は前期繰越損失の額

二 一定の目的のために留保した利益のその目的に従う取崩しの額

2 投資主の請求により投資口の払戻しをする旨規約（法第六十六条第一項の規定により作成する規約をいう。）に記載のある投資法人にあつては、払戻しに伴う当期利益の分配額は前条第三項に規定する当期利益又は当期損失から当該金額を減算する形式により、払戻しに伴う当期損失の分配額は同項に規定する当期利益又は当期損失に当該金額を加算する形式により、記載しなければならない。

3 前条第三項に規定する当期利益又は当期損失の額に第一項各号に掲げる額及び前項に規定する額を加減した額は、当期未処分利益又は当期未処理損失として記載しなければならない。

(損益計算書の注記)

第五十八条 資産の運用に係る権限の一部を再委託する場合には、当該再委託に要する費用を注記しなければ

ばならない。

2 不動産売買損益及び不動産賃貸事業損益の内訳は、注記しなければならない。

#### 第四章 資産運用報告書

(資産運用報告書の記載事項)

第五十九条 資産運用報告書には、次に掲げる事項その他投資法人の状況に関する重要な事項を記載しなければならない。

- 一 当該投資法人の営業期間中における資産の運用の経過
- 二 過去三営業期間以上の営業成績及び財産の状況の推移
- 三 当該営業期間中における株式の売買総数及び売買総額
- 四 当該営業期間中における公社債の売買総額
- 五 当期末現在における有価証券の貸付けを行っている場合には、種類ごとに、総株数又は券面総額
- 六 有価証券先物取引、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券先渡取引、有価証券店頭指

数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等スワップ取引につき、それぞれの種類ごとに、当該営業期間中における取引契約金額又は取引金額

七 不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに、次に掲げる事項

イ 当該不動産の所在、地番その他当該不動産を特定するために必要な事項

ロ 物件ごとに、当期末現在における価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格をいう。）

ハ 当該不動産に関して賃貸契約を締結した相手方（以下ハにおいて「テナント」という。）がある場合には、物件ごとに、当期末現在における稼働率及びテナントの総数並びに当該投資法人の営業期間中における全賃料収入（当該全賃料収入について、やむを得ない事情により記載できない場合には、その旨）

二 当該投資法人の営業期間中における売買総額

八 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第 号。以下「令」という。）第三十条第十一号に掲げる金銭債権につき、種類ごとに、当期末現在における債権の総額及び当該投資法人の

営業期間中における種類ごとの売買総額

九 令第三条第十二号に規定する手形につき、当期末現在における債権額及び当該投資法人の営業期間中における売買総額

十 令第三条第十三号に掲げる金融先物取引等に係る権利につき、種類ごとに、当該営業期間中における取引契約金額又は取引金額

十一 令第三条第十四号に規定する金融デリバティブ取引に係る権利につき、種類ごとに、当該営業期間中における取引契約金額又は取引金額

十二 令第三条第十五号から第十七号までに掲げる資産につき、種類ごとに、当期末現在における運用対象資産の主な内容

十三 特定資産以外の資産につき、種類ごとに、当期末現在における当該資産の主な内容

十四 当期末現在における令第三条第一号、第八号から第十二号まで若しくは第十五号から第十八号までに掲げる特定資産又はその他の資産のそれぞれの総額の資産総額に対する比率（同条第一号の有価証券にあつては、株式、公社債又は新株引受権証券のそれぞれの総額の資産総額に対する比率）

十五 法第三十四条の四第一項の規定により、特定資産の価格等の調査が行われた場合には、当該調査を行った者の氏名又は名称並びに当該調査の結果及び方法の概要

十六 当期末における主要な投資主（投資口の総口数の十分の一以上に当たる投資口数を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所

十七 当期末における執行役員及び監督役員の氏名

十八 当期末における資産の運用を行う投資信託委託業者、資産保管会社及び一般事務受託者の名称

十九 資産の運用を行う投資信託委託業者が証券業（証券取引法第二条第八項又は外国証券業者に関する

法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第四号に規定する証券業をいう。）を営んでいる場合にあつて

は、当該営業期間中における証券会社である当該投資信託委託業者との間の取引の状況及び当該投資信託委託業者に支払われた売買委託手数料の総額

二十 資産の運用を行う投資信託委託業者が宅地建物取引業（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第二号に規定する宅地建物取引業をいう。）を営んでいる場合にあつては、当該営業

期間中における宅地建物取引業者（同条第三号に規定する宅地建物取引業者をいい、同法第七十七条第

二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる信託会社等（信託会社又は信託業務を営む金融機関をいう。次号において同じ。）を含む。）である当該投資信託委託業者との間の取引の状況及び当該投資信託委託業者に支払われた手数料の総額

二十一 資産の運用を行う投資信託委託業者が不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。）を営んでいる場合にあつては、当該営業期間中における不動産特定共同事業者（同条第五項に規定する不動産特定共同事業者をいい、同法第四十六条第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる信託会社等を含む。）である当該投資信託委託業者との間の取引の状況

二十二 当該投資法人が対処すべき課題

二十三 決算後に生じた投資法人の状況に関する重要な事実

二十四 その他当該営業期間中における投資法人の運用状況を明らかにするために必要な事項

2 前項第十一号に規定する令第三条第十五号から第十七号までに掲げる資産の価格及び同項第十三号に規定する資産総額に対する比率の算定に当たつて、不動産、不動産の賃借権又は地上権の価格を考慮する必

要があるときは、同項第七号口に規定する価格を使用するものとする。

## 第五章 金銭の分配に係る計算書

(金銭の分配に係る計算)

第六十条 金銭の分配に係る計算書においては、次に掲げる科目に従って金銭の分配の内容を明らかにしなければならぬ。

一 当期末処分利益又は当期末処理損失

二 分配金

三 任意積立金

四 次期繰越利益又は次期繰越損失

2 第四十六条第一項の任意積立金を取り崩して当期の金銭の分配に充当する場合には、当該取崩金額は、前項第一号の当期末処分利益に当該金額を加算する方式により、当該積立金取崩高を示す名称を付した科目をもって記載しなければならない。

(出資総額又は出資剰余金からの控除の方法)

第六十一条 法第三百三十六条第一項本文の規定により、利益（同項に規定する利益をいう。次条第二項において同じ。）を超えて投資主に分配された金額（次項及び次条第一項において「利益超過分配金額」という。）を同条第三項の規定に基づき出資総額又は出資剰余金から控除する場合には、当該控除額は、前条第一項第一号の当期末処分利益に当該金額を加算する形式により、当該控除額を示す名称を付した科目をもつて記載しなければならない。

2 法第三百三十六条第三項の規定による控除については、利益超過分配金額を、最初に出資剰余金の額から控除するものとし、当該控除をしてもなお控除しきれない利益超過分配金額があるときは、これを出資総額から控除するものとする。

（分配金等の表示方法）

第六十二条 第六十条第一項第二号の分配金には、投資口一口当たりの分配金の額及び利益超過分配金額があるときは投資口一口当たりの利益超過分配金額を付記しなければならない。

2 法第三百二十七条の規定により利益の全部又は一部を出資総額に組み入れた場合には、当該組入額は、第六十条第一項第二号の分配金から当該金額を控除する形式により、当該組入額を示す名称を付した科目を



もって記載しなければならない。この場合において、当該組入額の全部又は一部をもつて第四十五条の出資総額控除額を減産するときは、当該減産額は、当該組入額から当該減産額を減じた額と区別して、当該減産額を示す名称を付した科目をもつて記載しなければならない。

3 第六十条第一項第三号の任意積立金は、その内容を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

(分配金の額の算出方法の記載)

第六十二条 金銭の分配に係る計算書においては、規約で定めた金銭の分配の方針に従い当該営業期間の分配金の額を計算した過程を記載しなければならない。

## 第六章 附属明細書

(附属明細書の記載事項)

第六十四条 附属明細書には、この府令に定めるもののほか、貸借対照表、損益計算書及び資産運用報告書の記載を補足する重要な事項を記載しなければならない。

第六十五条 投資法人は、別紙様式により附属明細書を作成しなければならない。この場合において、附属

明細書として記載すべきものは、次に掲げるものとする。

- 一 有価証券明細表
- 二 信用取引契約残高明細表
- 三 第五条第二項第三号から第十七号までに掲げる取引の契約額等及び時価の状況表
- 四 為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
- 五 不動産等明細表
- 六 その他特定資産の明細表
- 七 創業費の償却の状況表
- 八 投資法人債明細表
- 九 投資法人債発行費用の償却の状況表
- 十 投資法人債差額の償却の状況表
- 十一 借入金明細表
- 十二 出資総額増減明細表及び出資剰余金増減明細表

十三 執行役員及び監督役員に支払った報酬額の明細表

十四 資産の運用を行う投資信託委託業者の法第十五条第二項第一号に規定する利害関係人等との取引状況表及び当該利害関係人等への支払手数料等の状況表

2 前項第四号の「為替予約取引」とは、当事者が将来の一定の時期において通貨及びその対価の授受を約する売買取引（金融先物取引法第二条第四項第一号及び第二号に掲げる取引（海外金融先物市場におけるこれらと類似の取引を含む。）に該当するものを除く。）をいう。第六十六条第三項の場合においても同様とする。

## 第七章 外貨建資産等の会計処理

（外貨建資産等の会計処理）

第六十六条 外貨建資産等（外国通貨をもって表示される資産、負債、外貨基金、収益及び費用をいう。以下この節及び次章において同じ。）は、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等（本邦通貨をもって表示される資産、負債、元本、収益及び費用をいう。以下この節及び次章において同じ。）と区分して整理することができる。

2 前項の規定により外貨建資産等を邦貨建資産等と区分して整理する場合において、外貨建証券（外国通貨をもつて表示される有価証券をいう。以下同じ。）が証券取引法第二条第十一項に規定する証券取引所に上場されているときは、当該外貨建証券は、本邦通貨をもつて表示し、他の外貨建資産等と区分して整理するものとする。

3 第一項の規定により外貨建資産等を邦貨建資産等と区分して整理する場合において、邦貨建資産等をもつて外貨建資産等を取得するときは、外貨建資産等の区分にあつては外貨基金勘定の勘定科目を設けて整理し、邦貨建資産等の区分にあつては外国投資勘定の勘定科目を設けて整理するものとする。

（外貨の売買）

第六十七条 前条第一項の規定により外貨建資産等を邦貨建資産等と区分して整理する場合において、本邦通貨をもつて外国通貨を取得したときは、当該本邦通貨の金額は当該取得に係る為替手数料等（外国為替取引に係る手数料、租税公課その他の外国為替取引に係る費用をいう。次項において同じ。）を含めて外国投資勘定に繰り入れるものとし、取得した外国通貨の金額は外貨基金勘定に繰り入れるものとする。

2 前条第一項の規定により外貨建資産等を邦貨建資産等と区分して整理する場合において、外国通貨を売

却したときは、外貨建資産等の外貨基金勘定において控除する金額は、売却した外国通貨の金額（当該売却に係る為替手数料等を含む。以下この項及び次項において同じ。）を受渡日の前日の外貨建資産等の資産総額から負債総額を控除した金額で除した商に受渡日の前日の外貨基金勘定残高を乗じて得た額とし、外貨建資産等の各損益勘定において控除する金額は、売却した外国通貨の金額から当該外貨基金勘定において控除する金額を減じた額とする。

3 前項の場合において、邦貨建資産等の外国投資勘定において控除する金額は、前項の外貨基金勘定において控除する金額を受渡日の前日の外貨基金勘定残高で除した商に受渡日の前日の外国投資勘定残高を乗じて得た金額とし、邦貨建資産等の各損益勘定に繰り入れる金額は、外貨建資産等の各損益勘定において控除する金額を、前項の外国通貨の売却時における外国為替相場又は当該売却時における外国為替相場として為替予約取引の契約時において定めた外国為替相場で本邦通貨に換算して得た金額とし、その他外貨費用又はその他外貨収益として計上する金額は、前項の売却した外国通貨の金額をもって取得した本邦通貨の金額から外国投資勘定において控除する金額及び各損益勘定に繰り入れる金額を減じた額とする。

(施行期日)

1 この府令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号。次項において「改正法」という。）の施行の日（平成十二年十一月三十日）から施行する。

(証券投資法人に関する経過措置)

2 この府令の施行の日前に営業期間が開始した証券投資法人（改正法附則第五条の規定により投資法人とみなされる改正法第二条の規定による改正前の証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する証券投資法人であつてこの府令の施行の際現に存するものをいう。次項において同じ。）の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書の記載方法については、この府令の施行後も、なお従前の例による。ただし、この府令の施行後に到来する決算期に関して作成すべき貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書の記載方法については、この府令の規定を適用することができる。

3 この府令の施行後に営業期間が開始し、平成十三年三月三十一日までに到来する決算期に関して作成す

べき証券投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書の記載方法については、なお従前の例によることができる。